

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、さらなる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。
2. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、中小施工業者への技術支援を行うこと。
3. 無接道敷地を救済するため、特定行政庁が現在まで認めてきた道路を建築基準法上の道路として位置付ける等の必要な措置を講じること。
4. 管理放棄された土地・住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう法整備を行うこと。
5. 重点密集市街地における民間事業者等による共同住宅整備に係る支援措置の拡充を図ること。